2　漁業監督指導官は、命を受けて、漁業の取締りに関する専門技術上の事項についての指導に関する事務を行う。
3　首席漁業監督指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務を総括する。
4　次席漁業監督指導官は、命を受けて、第二項の事務を行い、及び同項の事務の総括に関し、首席漁業監督指導官を補佐する。
5　情報分析管理官は、漁業の取締りに関する情報の収集及び分析並びに連絡調整に関する事務を行う。
6　外国漁船取締企画官は、命を受けて、外国漁船の取締りに関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。
7　外国漁船検査官は、寄港する外国漁船の検査に関する事務並びに外国漁船の寄港に関する連絡調整及び指導に関する事務を行う。

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

（削る）

6～8　（略）

9　第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

10　近畿中国森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官は、平成三十六年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第四（第五百五条関係）

所轄森林管理局	名称	位置	管轄区域	
（略）	（略）	（略）	（略）	
東北	（略）	（略）	（略）	
	宮城北部森林管理署	大崎市	宮城県	石巻市　気仙沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　富谷市　黒川郡　加美郡　遠田郡　牡鹿郡　本吉郡
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

1～5　（略）

（設置期間の特例）

6　九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

7～9　（略）

10　第五十四条第一項の福島復旧復興対策調整官及び九州森林管理局に置かれる第四百五十三条第一項の災害対策専門官のうち一人は、平成三十五年三月三十一日まで置かれるものとする。（新設）

別表第四（第五百五条関係）

所轄森林管理局	名称	位置	管轄区域	
（略）	（略）	（略）	（略）	
東北	（略）	（略）	（略）	
	宮城北部森林管理署	大崎市	宮城県	石巻市　気仙沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　黒川郡　加美郡　遠田郡　牡鹿郡　本吉郡
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（漁船法施行規則の一部改正）

第二条　漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五号の二中「管理課長」を「漁業取締課長」に改める。